

平成27年給与等に関する報告及び勧告の骨子

平成27年10月13日
沖縄県人事委員会

《本年の勧告のポイント》

月例給・ボーナスともに引上げ（月例給、ボーナスともに2年連続の引上げ）

- 1 月例給は、公民較差（0.21%）を解消するため引上げ
- 2 期末・勤勉手当（ボーナス）は、民間の支給割合を踏まえ、0.10月分引上げ

1 給与勧告の基本的な考え方

本委員会は、地方公務員法の規定に基づき、職員給与及び民間給与の実態調査の結果並びに国及び他の都道府県の給与等の状況を総合的に勘案し、社会一般の情勢に適應するよう職員の給与等について、報告及び勧告を実施

2 民間給与との比較

企業規模50人以上で、かつ、事業所規模50人以上の県内323の民間事業所から無作為抽出した139事業所の4月分の給与等について実地調査

(1) 月例給

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A - B） $\left(\frac{A - B}{B} \times 100\right)$
344,549円	343,842円	707円（0.21%）

(2) 期末・勤勉手当（ボーナス）

民間の支給割合（A）	職員の支給月数（B）	較差（A - B）
4.18月分	4.10月	0.08月

3 給与改定の内容

(1) 給料表

職員給与が民間給与を下回ったこと（707円、0.21%）並びに国家公務員の給与の改定に関する人事院勧告等、諸事情を総合的に勘案し、若年層に重点を置いて引上げ改定

(2) 初任給調整手当

医師及び歯科医師に対する初任給調整手当について、人事院勧告に準じて引上げ改定（上限月額412,200円 413,300円）

(3) 期末・勤勉手当（ボーナス）

職員の支給月数が民間の支給割合を下回ったことから、年間の支給月数を0.10月分引上げ、4.20月分とし、引上げ分は勤勉手当に配分

(4) 地域手当

人事院勧告に準じて改定

(5) 単身赴任手当

平成28年4月1日から基礎額を30,000円とし、加算額の限度額を70,000円に改定

(6) その他の課題

特勤手当について、社会経済情勢の変化を踏まえ、国や他都道府県の状況も勘案し検討

【実施時期】

(1)、(2)及び(4)については平成27年4月1日から、(3)については平成27年12月1日から、(5)については平成28年4月1日からそれぞれ実施

4 公務運営に関する課題について

(1) 勤務環境の整備

ア 年間総実勤務時間の短縮

業務の効率化、繁忙期における業務支援、新規事業における要員の確保等に取り組む必要

イ 仕事と家庭の両立支援の推進

両立支援制度の拡充及び管理監督者等の意識改革に取り組む必要

ウ 心身の健康管理

心の健康問題による休職者の復職支援の充実と再発防止、ストレスチェック制度の導入、パワハラの発生防止及び相談体制の充実等に取り組む必要

(2) 能力及び実績に基づく人事管理の推進

人事評価制度の適切な運用及び評価結果を任用、給与及び分限等へ反映させるための所要の整備に努める必要

(3) 多様な人材の確保及び育成

職員採用方法の検討を行うとともに、各任命権者は年度ごとの採用数の平準化に努める必要

また、人材育成、女性職員の登用について各種研修、環境整備に努める必要

(4) 雇用と年金の接続

再任用を希望する職員の能力適性等に応じ、知識経験を生かせる職務への配置に努めるとともに、組織体制、給与等のあり方の諸課題を検討していく必要

(5) 服務規律の徹底

各任命権者においては、従来より注意喚起、研修の実施等に取り組まれているが、改めて検証し、法令遵守、綱紀保持に万全を期し、県民の信頼の確保に努める必要

5 参考

(1) 平成27年4月の較差に基づく改定勤告後の影響額(行政職給料表適用職員(新卒除く)4,379人)

	勤告前	勤告後	増減額(率)	平均年齢	平均経験年数
平均給与月額	343,842円	344,470円	628円(0.18%)	40.4歳	17.5年
平均年間給与	5,514,781円	5,558,192円	43,411円(0.79%)		

平均給与月額の増減額の内訳：給料614円、その他14円

(2) 行政職給料表適用職員(新卒除く。)の平均年間給与額の増減額 (単位:万円、%)

	平成27年度		平成26年度	平成25年度	平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度	平成20年度	平成19年度	平成18年度	平成17年度	平成17年度(給与構造改革前)と平成27年度(勤告後)との比較
	勤告後	勤告前											
年収額(万円)	555.8	551.5	554.0	548.6 (528.6)	555.9	561.1 (560.0)	574.6 (558.8)	581.2 (565.3)	595.3 (574.8)	610.1	618.6	615.9	60.1
対前年増減額(万円)	1.8	2.5	5.4	7.3 (27.3)	5.2 (4.1)	13.5 (1.2)	6.6 (6.5)	14.1 (9.5)	14.8 (35.3)	8.5	2.7	3.2	
対前年増減率(%)	0.3	0.5	1.0	1.3 (4.9)	0.9 (0.7)	2.3 (0.2)	1.1 (1.1)	2.4 (1.7)	2.4 (5.8)	1.4	0.4	0.5	

()内は、特例条例による減額後の額・率である